

美術科教育学会通信

発行：美術科教育学会 1990年8月5日

本部事務局：刈谷市井ヶ谷町広沢1 愛知教育大学 美術教室内
TEL. 0566-36-3111 (内線)610 FAX. 0566-36-4638

1

会員の善意の結集によって

美術科教育学会代表理事 鈴木 寛男

今年の4月、本学会を通じて知りえた仲間の数名の方から新しい責任ある職場への転出の挨拶状を頂いた。かってはこのようなことはなかったことで、学会活動の盛り上がりを示しているように考えられます。多くの若い研究者の育ちつつある研究団体の持っている一面と思い、嬉しく感じています。

3月、福岡教育大学の歓喜的な御世話をもって盛大に意義深い第12回の学会を開催できることに、吉井先生はじめ関係各位に改めてお礼申し上げます。続いて学会誌『美術教育学』の刊行という仕事をお願いしているわけであります。

また、日本学術会議への登録については、京都教育大学の竹内先生の特別なご尽力によって、6月12日、学術会議事務局に書類を持参され受理されました。大学院創設も加わった学年始めの多忙中、新規にワープロを打ち10種を越える複雑な書類を整備し、学術会議事務局の第一閻門をクリヤして頂いた竹内先生に深く感謝いたします。

福岡の学会総会でご報告しましたように、学会事務局を大阪教育大学より愛知教育大学に移すことになり、先般事務引き継ぎが終了しました。学内機構の改革、附属中高校管理職という花篠先生にお札を申しあげるとともに、愛知教育大学で学会のため快く事務局を受け下さったことに感謝いたします。早速、懸案のニュースを収集され、宇都宮大学での第13回学会案内とともに、会員の各位のもとにお届けできることを心より歓喜に思う次第であります。かくして会員の善意の結集が学会の発展の強いエネルギーとなっていることを痛感しつつ筆をおきます。

第13回美術科教育学会は

1990年3月27日(水)～29日(金)に宇都宮大学・教養部にて開催されます。

発表申込は、12月末日までに宇都宮大学まで→詳しくは、3頁をご覧下さい。

第12回 美術系教育学会の報告—総会での審議事項

参加者数は、200名余り、発表件数は54件とのことです。詳細は次回のニュースに報告する予定です。ここでは総会で審議・報告された事項についてお知らせいたします。

●総会議事

- (1) 第12回学会の運営について(福岡教育大学)
- (2) 本部事務局及び第11回学会開催事務局(横浜国立大学)からの会計報告*①②
- (3) 学会役員人事について*③
- (4) 選挙制度委員会の設立について*④
- (5) 学会誌の編集規定について*⑤
- (6) 本部事務局の改組について*⑥
- (7) 会則、細則及び発表規定の改訂*⑦
- (8) 今後の本部事務局の運営について*⑧
- (9) 学術会議への登録について——竹内博理事の報告(4~5頁参照)
- (10) 第13回学会開催大学について*⑨→次回開催案内(3頁下参照)
- (11) その他

① 1989年度本部事務局 会計報告

〈収入〉 前年度よりの繰越金	515,331	〈支出〉 第12回学会準備費	200,812
本年度分会費収入	328,000	第11回学会運営・編集会議費	175,000
合計	843,331	通信連絡費	17,682
		第12回学会運営費	200,000
			593,494

$$\boxed{〈収入〉 - 〈支出〉 = 249,837 \text{ 円}}$$

監査：竹内博、寺沢節雄

*ただし、6月6日の本部事務局の引継ぎ時点では、本部会計残高は82,578円となりました。本年3月での福岡での総会以後の支出として、第11回の学会開催費の赤字補充分(②参照、234,539円)と学術会議登録のための通信連絡費(3,720円)とを総会時の残高(249,837円)から引いた分(249,837 - 234,539 - 3,720 = 11,578円)に、1989(平成2)年度の郵便振替による新入会費収入(71,000円)を足したものが、愛知教育大学へ引き継がれた本部会計の現在高(82,578円)です。

学会開催と学会誌の発行に伴う支出が、本部会計の大きな部分を占め、本部独自の活動(規定の整備とか選挙の実施、学会通信や名簿の発行等)を圧迫しつつある傾向が窺えます。会員の皆様には、あらためて速やかな会費納入をお願いする次第です。

②第11回大会の会計報告(横浜国立大学)⇒6頁参照

③ 新井秀一郎氏及び川村幹之氏の理事の辞任と竹内博氏、丹羽晴夫氏、松本久志氏の理事就任を承認した。また、竹内博氏の後任として東山明氏が監査として承認された。

④再来年度の選挙の実施を目指して、選挙制度検討委員会を設立する。

石川毅、宮脇理、竹内博、柴田和豊の各氏に委員を委嘱した。来年度の総会に、選挙に関する具体的な実施方法について報告する。

⑤学会誌の編集について編集規定改訂委員会を設立する。

総会において編集規定の改訂案(7頁参照)が出され、それを原案として検討する委員会を、大庭憲一郎、大橋浩也、石川毅、長田謙一、藤江充の各氏で構成する。

⑥本部事務局の改組について

- ・本部の業務のうち、総務(大阪教育大学)と会計(愛知教育大学)を分散する。
- ・当分の間、愛知教育大学において「入会手続き」「会費の納入」「学会ニュースの発行」等の業務をおこなう。

⑦会則及び細則の改訂

〈会則の改訂〉

- ・第5条の2、「学生会員」の項—学生会員制度の廃止に伴い抹消する。
- ・第7条、第9条、及び第13条の「会計監事」→「監事」とする。
- ・第18条の会計年度を「学会開催日」→「1月1日」、「学会開催日前日」→「12月31日」と変更する。
- ・第19条の「会計監査」→「監事」とする

〈細則の改訂〉

- ・第1条 事務局「総務」担当理事→「会計」担当理事の所属大学に置く。
- ・第4条 学会会場に→学会会場「大学」に
- ・第5条 研究紀要及び研究刊行物→学会機関誌(学会誌)
- ・第7条 学生会員を廃止し、大学院学生も含めて「正会員」の会費を、4,000円とする。

⑧事務局の運営について→8頁参照。

会計年度の変更にともなって、未納分及び今年度の会費納入の請求を7月までに行う。その際、学会通信も発行して同封する。

⑨次回学会案内

第13回 美術科教育学会開催案内(第一次)

期 日：1991年3月27日(水)～3月29日(金)

会 場：宇都宮大学・教養部

口頭発表の応募：1990年12月末日までに、B5判(縦)用紙に、発表要旨を(表題、氏名、所属機関、要旨の順。行間、字詰は自由。ワープロ原稿が望ましいが、手書きも可)して、下記の学会開催事務局まで送付して下さい。会員以外の方の発表申込はできません。必ず本年度中(12月まで)に、入金手続きを済まして下さい。

◆申込先 〒321

宇都宮市峰町350

宇都宮大学 美術科教育研究室 TEL. 0286-36-1515(内線:349)

第13回美術科教育学会開催事務局 FAX. 0286-32-6978

(窓口：岡崎)

学術会議への登録申請についての報告

竹内 博（京都教育大学）

去る3月26日の第12回美術科教育学会総会以来、学術研究団体としての学術会議への登録申請の準備を進めて参りましたが、申請準備が整いましたので、5月12日東京乃木坂の日本学術会議に出向きました（教科教育学研究連絡委員会に出席）、登録申請書及び添付資料を日本学術会議会員推進管理会事務室に提出いたしました。申請カードの一部に不備がありましたものの、管理会事務室の指導によりその場で補正を済ませ、同日申請が受理されました。登録の申請準備につきましては、鈴木寛男代表理事、花輪実務担当理事をはじめ役員の方々にお力添えを頂きました。紙上をかりて厚く御礼申し上げます。

花輪先生には申請登録カードのメモをはじめ、総会記録、経理関係書類等の面倒な準備をして頂きました。また、第9回以降第12回までの会場大学の役員の先生方、宮崎理先生（筑波大学）、丹羽晴夫先生、藤江充先生（愛知教育大学）、松本久志先生（横浜国立大学）、吉井宏先生（福岡教育大学）には、学会誌・研究発表概要集、総会開催要項、会計報告書等の資料を速やかにご送付頂き、添付資料を完全に取り揃えることができました。藤江先生には、6月11日夜、9時20分新幹線名古屋駅ホームで学会の団体印を手渡して頂くという離れわざ（？）もあって、印象深い申請になりました。前に申請実務を担当して頂いた上昭二先生のアドバイスにも感謝いたします。

学会の登録申請には、役員の構成が基礎資料として欠かせませんが、役員の方々には、早速役員カードを送ってくださいましてありがとうございました。理事17名、監事2名、評議員18名の計37名の方の分を役員一覧表に記載し、提出しました。

この報告は、本学会の学術会議への登録申請を会員の皆様にお知らせするものですが、登録申請は、本来、学術会議会員の選出のために行われるものですので、学術会議についての多少の理解が必要かと思われます。したがって、以下、学術会議の性格や学術会議会員の選出制度にふれつつ、登録の申請を説明したいと思います。

日本学術会議は、第1部：哲学・教育学・文学・史学等、第2部：法学・政治学、第3部：経済学・商学等、第4部：理学、第5部：工学、第6部：農学、第7部：医学・歯学・薬学の7部門で構成され、国の学術行政に関して勧告権をもつほか、国際的な学術組織との連携にも当たっています。行政的には内閣総理大臣直轄の総理府に属しています。学術会議会員の定員は210人、各部門には、それぞれ研究交流の下部組織として研究連絡委員会が置かれています。その委員会には、第1部から第7部までの計で180、合計2,370人の委員が委嘱されています。研究連絡委員は各学会から推薦されて出てきますから、学術会議の母体は学術研究団体にあるといえます。

本学会が登録申請しているのは、第1部の6専門の一つの教育学関連委員会で、学術会議会員の定数は3名です。教科教育学研究連絡委員会は、教育学関連の研究連絡委員会で、14期では教科教育学会、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、家庭科、農学等の各教科教育学会が学術研究団体として登録され、それぞれ1名の委員を送り込んでいます。（なお、体育

科教育は、第1部の別の専門体育学に含まれているようです。)

日本学術会議は、このようにややこしい組織ですが、このような制度になったのは1981年、中曾根首相のもとで総理府山中太郎総務庁長官が制度改革に踏み切ったもので、その当時の新聞を覗わしたので記憶にある人もいるかと思います。学術会議は、1984年「日本学術会議法」の成立によって翌年発足し、現在は14期で（3年が1期）、登録申請は15期のものです。発足当初は、科学者の直接選挙という世界にも例のないものだったそうですが、現在の制度は、学会単位による間接選挙を特色としています。つまり、学会から推薦された者を被選挙人として、また、学会が推薦した推薦人によって選出を行うというものです。したがって、学術会議会員を選出するために学術団体の登録があるのです。

次に、学術研究団体登録後はどうなるか、学術会議会員選出のプロセスについて記しておきましょう。登録の申請締切は6月30日。その後補正の猶予期間があり、登録の審査は8月でしょう。9月上旬には登録審査結果が通知されます。不登録の場合は20日以内に異議の申出ができます。学会の登録が認められると、学術会議会員の候補者の選定と推薦人の依頼があります（12月上旬）。その後会員の候補者の届出（平成3年1月31日まで）、推薦人の届出（同年2月20日まで）などを経て、平成3年の5月中旬から6月上旬までの間に推薦人会議（会員の選出）があって、内閣総理大臣へ推薦・任命となります（7月）。

以上が学術会議の性格とその会員選出制度のあらましです。最後に、申請書記載に当たってのポイントとどういう書類を添付したかについて記します。

1. 会則・寄付行為その他これに準ずる書面

学術研究団体の基本的書類でしょう。添付書類の①として指定されています。会則の提出にあたっては、第12回総会の改正にもとづきました。

2. 学会の構成員（構成員の資格）及び役員の構成に関すること。

平成元年度の会員数は405人、他の教科教育学会が1,000人前後であるのと比べると会員数はすくないのですが、A会員（正会員のこと。学部学生は正会員とは認められない）の割合が多い。他にB会員（学生会員）、C会員（賛助会員）があります。本学会の会員は平成元年度393人です。会員名簿と入会申込書（藤江先生作成）を添付。

役員には次のようなX、Y、Zの種別があります。X：大学等学術研究機関に所属する科学者、Y＝学術研究に従事するものであってX以外の者、Z：X及びYを除いた役員。本学会の役員は、X=35、Y=2、Z=0で申請しました。学術研究団体の審査基準の別表によりますと、第1部に関する会員は100人以上の科学者が必要です。

3. 最近3年間の活動状況及び収支の状況

（1）学術研究の発表又は討論のための集会を年1回以上開催していること。

第10回から第12回までの学術研究発表会の参加者数を記載、総会開催要項を添付。

（2）学術研究のための刊行物を年1回以上発行していること。

第9回から第11回までの『美術教育学』（美術科教育学会誌）を添付。

（3）総会又はこれに準ずるもの年1回以上開催していること。……総会資料を添付。

（4）会費の収入の内訳とその収支状況を明らかにする資料。

第9回から第11回までの会計報告書を添付。会則上の個人会費（ α =年会費）と α 以外の費用（B=参加費、投稿料など）を仕分けして記入。

4. 査読制度に関する書面 …… 編集規定及び関連書類を添付。 （以上）

(2) 第11回美術科教育学会 会計報告

《収入》

学会本部より		3 0 0, 0 0 0
会費 会員	3, 0 0 0 円 × 1 5 3 人	4 5 9, 0 0 0
学生	2, 0 0 0 円 × 3 8 人	7 6, 0 0 0
一般	4, 0 0 0 円 × 2 7 人	1 0 8, 0 0 0
賛助会員	1 0, 0 0 0 円 × 6 社	6 0, 0 0 0
寄付	2 0, 0 0 0 円 × 1 社	2 0, 0 0 0
学会誌版売	1, 5 0 0 円 × 2 5 個	3 7, 5 0 0
概要集版売	2 0 0 円 × 1 個	2 0 0
懇親会会費	4, 0 0 0 円 × 1 0 2 人	4 0 8, 0 0 0
役員会懇親会会費	3, 0 0 0 円 × 3 4 人	1 0 2, 0 0 0
弁当売上	6 0 0 円 × 1 8 3 個	1 1 5, 8 0 0
理事会・学会誌委員会懇親会本部補助		2 2, 0 0 0
学会誌寄稿料	2, 5 0 0 円 × 2 2 6 ページ	5 6 5, 0 0 0
	3, 5 0 0 円 × 2 3 ページ	8 0, 5 0 0
印刷料	1 5 0 円 × 8 9 0 部	1 3 3, 5 0 0
<hr/>		
合計		2, 4 8 7, 5 0 0 円

《支出》

会場費（光熱水料、物件使用料）	2 2, 4 5 7
懇親会費（送迎バス代を含む）	3 8 0, 0 0 0
会賀費（理事会、学会誌委員会）	2 5 5, 1 7 7
弁当代	1 5 6, 0 0 0
通信費（郵送料、荷物輸送）	2 6 8, 6 0 4
事務費（文具、袋、名札、写真、封筒等）	1 4 6, 2 7 6
人件費（アルバイト、食事等）	5 0, 9 5 4
講師謝礼（ウィルソン博士、シンポジウム講師）	8 0, 0 0 0
印刷費 研究発表概要集	1 9 2, 0 0 0
学会誌第11号	9 1 7, 4 0 0
抜刷代	1 3 3, 2 7 5
会員名簿	8 0, 0 0 0
学会誌・抜刷・会員名簿印刷消費税	3 9, 8 9 6
<hr/>	
合計	2, 7 2 2, 0 3 9 円

《残高》

- 2 3 4, 5 3 9 円

平成2年3月25日 第11回美術科教育学会運営事務局（横浜国立大学）

松本久志

会計監査

竹内 博、寺沢節雄

⑤ 学会誌の編集規定改定委員会からの報告

第12回総会で提案された原案は次のものです。

これを受けて、7月16日（月）に東京・藏前のサクラクレバスビルの一室を借りて第一回目の編集規定改定委員会が開かれました。出席者は大蔵委員長ほか委員3名（大橋、石川、藤江）です。

最終的な結論は次回の学会総会にて提案される予定ですが、今回はとりあえず以下の機の大筋だけを決めました。

- 1) 学会誌への論文募集要項、投稿規定、そして編集規定とを分けて考える。
- 2) 編集委員以外の会員にも必要に応じて、編集委員会から論文査読を依頼する。
- 3) 投稿論文は、必ず2名以上（場合によっては3～4名）で査読する。
- 4) 論文には必ず英文要旨をつける。

具体的な詰めとその文章化の作業は、委員長を中心として関連委員間の協議を経て続行されていく予定です。

（美術教育学会・機関誌「編集規定（稿）」（改定案））

1. 学会機関誌（以下「学会誌」）は、原則として年1回以上刊行する。
2. 学会誌は、会員の研究論文、その他、編集委員会が必要と認めた記事を掲載する。
また、学会誌以外の研究刊行物は、編集委員会、又は本部事務局が隨時、企画し発行する。
3. 採用された論文、その他の取組は原則として返却しない。
4. 編集委員会は、投稿された論文を審査して、学会誌専属の採否を決定する。
5. 編集委員会は、必要に応じて、適切と認められた会員に、投稿論文の査読を委嘱することができる。
6. 1論文につき2名以上が審査員として査読にあたる。
7. 審査の判定基準となる項目は、以下の通りである。
 - (1) 美術・造形教育に関する学術的研究であること。
 - (2) 内容の独自性—①方法の独自性 ②結果の独自性 ③結果の意義
 - (3) 論旨の妥当性—①論旨の明確・妥当性、資料の信頼性、調査方法の妥当性
②先行関連研究との対応 ③論理の妥当性（検証の有無等）
 - (4) 表現の適切さ—①表現の適切さ ②説明の適切さ ③用語の適切さ
④文献引用の適切さ ⑤商業主義への中立性
8. 審査の結果が「再審査」の場合は、修正された原稿について改めて審査を行う。
9. 審査の結果が「不採用」で、その理由に対して、論文投稿者が明らかに不当であると考えた場合には、その理由を明記して、学会誌編集委員会委員長あてに異議申し立てをすることができる。その際の手続きは、以下にフロート・チャートに示した順に従って行われる。

会員消息

現在、事務局でつかんでいるのは以下の会員の方々の異動です。本部事務局の不手際で未だ確認されていない方もあるかと思います。会員名簿の整備上も必要ですので、お手数ですがお知らせ下さるようお願いします。

板良敏 教（大阪教大附属中→長崎大学）	伊藤弥四夫（都立小学校→聖德学園短大）
上山 雄（大阪市立中学校→宮崎大学）	竹井 史（短大非常勤→美作女子大学）
武田 薫（大阪教大附属中→北海道教大）	寺戸史子（広島文教女子大学→愛媛大学）
難波直彦（岡山大院→京都精華大学）	南部正人（筑波大院→香川大学）
橋本光明（筑波大附小→信州大学）	水島尚喜（東京学大附属小→山形大学）
山田一美（東京学大附属中→北海道教育大）	

会費の納入について

さて、現在の事務局運営上の第一の課題は、会員名簿の整備です。そして、会員たる資格の基礎となる学会費の納入状況の把握と会費を集める仕事です。この両者はまた、来るべき学会役員選挙の基本資料ともなるものです。正直に言つて、会費の納入状況に関する調査は、本部事務局と学会開催事務局との分離以来、より複雑化し難しく、困難な仕事となっています。今後の会費の集め方については、第12回総会の決定を踏まえ、本部事務局として以下のように対応していきたいと考えています。

①学生会員を廃し、大学院学生も正会員とする。年会費は、正会員：4,000円とする。

②会計年度の変更に伴う会費納入の仕方

会計年度が、学会開催日(3月末)～翌年学会開催日とあったのが、1月～12月末日と変更されました。例年、学会開催時に会場で翌年分を直接に受付けていましたが、福岡大会では一切受け付けず、1990年(平成2年)度分はすべて郵便振込ということになりました。そこで、第12回の大会以前より会員の方は、3ヶ月の重複期間が生じますので、4分の1を減額しまして、本年度分として $4,000\text{円} \times 3/4 = 3,000$ 円を納入していただきます。ただし、第12回学会(3月28日)以後に入会された場合は、本年度分として4,000円を納入して下さい。来年度分の会費納入の方法については今、検討中です。

③未納会費の納入について

今回は、昨年度分(1989年3月～1990年3月)まで遡って集めます。横浜国立大学より、学会誌「美術教育学」(11号)が送られている方は継続会員となっていますので、学会誌を受け取られて未納の方(横浜国大で納めてなく、郵送もしていない)は、旧規定(正会員:5,000円、学生会員:2,000円)にもとづき本年度分会費と一緒に納入して下さい。御自分の納入状況が不明の方は、本部事務局までお問い合わせ下さい。

送金は全て「郵便振替」を利用下さい。振替受領証が領収書のかわりとなります。通信欄には、以下の例のように払い込んだ金額の内訳を記入して下さい。

(例1) 旧規定で学生会員の場合

1989(平成1) 年度会費	2,000
1990(平成2)	“ 3,000
計	5,000 円

(例2) 旧規定で正会員の場合

1989(平成1) 年度会費	5,000
1990(平成2)	“ 3,000
計	8,000 円

会費郵便振込先：	(口座番号) 名古屋 4-7814
(加入者名) 美術科教育学会本部事務局会計部	

この度、大阪教育大学より本部事務局の仕事を引き継ぐことになり、6月6日に花房先生に名古屋まで御足労いただきまして、関係書類の説明並びに引き渡しを受けました。愛知教育大学では、美術科教育担当の3名(丹羽、藤江、磯部)で対応する予定ですが、大学は今、学部改組に伴う混乱の極致ともいいくべき状態にあり、学会の仕事を遅々として進みません。会員の皆様に御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、よろしく御協力の程お願いいたします。御意見等は、本部事務局までお気軽にお聞かせください。